

大阪市水道局告示第43号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年8月17日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

名 称	所 在 地	指 定 日
Daigas エネテック株式会社 社 大阪本社	大阪府堺市堺区砂道町一丁1番29号	令和8年 7月31日
株式会社ネクサス	奈良県桜井市大字阿部680-25	
堤管工株式会社	大阪府豊中市勝部三丁目1番30号	
株式会社ナリ設備	大阪府守口市大久保町二丁目13番1号	
中和水道	大阪府大正区三軒家東6丁目2番9-302号	
株式会社あざみ	大阪府八尾市恩智南町三丁目99番地	
株式会社今重興産	大阪府堺市西区浜寺元町二丁170番地	
MED Communications 西 日本株式会社	大阪府枚方市御殿山町4-3 菅江ビル 3階	
大八建設工業株式会社	大阪府河内長野市西之山町13番28号	
アクアバランス	大阪府堺市中区土師町4丁6番10号	
安道管工株式会社	奈良県天理市二階堂上ノ庄町95-27	

(水道局工務部給水課)